

第2節

北朝鮮弾道ミサイル発射事案への対応

北朝鮮は、平成28年2月の「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射以降、平成29年11月の発射事案まで、頻繁にミサイル発射を繰り返した。この間、平成29年8月には、米国領グアムに向けて、我が国上空を通過する弾道ミサイル発射計画が表明されたことで緊張が高まる中、平成29年8月29日及び9月15日には、弾道ミサイルが北海道の我が国領域の上空を通過して太平洋に落下する事案が発生した。

平成29年11月以来、北朝鮮は弾道ミサイルを発射していないが、朝鮮半島情勢は依然として不透明な状況が継続しており、今後もミサイル発射事案を含む動向を注視していくとともに、万が一の事態に際しては国民一人一人の意識・行動が重要となることから、Jアラートによる情報伝達の方法や弾道ミサイル落下時の行動についての周知に努めていく。

(1) 消防庁の対応

消防庁においては、平成28年2月、北朝鮮から

「人工衛星」と称する弾道ミサイルが発射された事案に対応して緊急事態連絡室を設置して以来、現在に至るまで警戒体制を維持し、関係機関との連携等に万全を期している（平成29年8月及び9月のミサイル通過事案においては、それぞれ消防庁長官を長とする緊急事態調整本部に体制を引き上げて対応した）。

とりわけ、ミサイル飛翔地域の住民の安全を確保するためには、国と連携した地方公共団体の的確な対応が求められることから、地方公共団体との連絡調整を担う消防庁では、北朝鮮の動向に伴う緊張の高まりに応じて、都道府県担当者向け会議の開催や通知の発出を通じて、住民への情報伝達や被害情報の収集・報告、ミサイル発射に伴う落下物への対応等について助言を行い、国・地方を通じた適切な体制の確保に努めている（第3-2-1表）。

第3-2-1表 消防庁の対応

平成28年	●北朝鮮からの弾道ミサイル発射が大幅に増加 ※2月7日には、「人工衛星」と称する弾道ミサイルが発射され、沖縄県の上空を通過する事案が発生 ※8月3日には、日本のEEZに落下する事案が発生	
平成29年	3月17日	○秋田県男鹿市で弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施（全国初）
	4月21日	○弾道ミサイル落下時の行動について、都道府県担当課長会議を開催するとともに通知を発出し、周知啓発を要請
	5月9日	○弾道ミサイル発射時のJアラートメッセージが変更され、頑丈な建物や地下に避難するよう呼びかけることとしたことについて、都道府県担当課長会議を開催するとともに通知を発出し、周知啓発を要請
	5月～9月	○Jアラートによる情報伝達及び避難行動に関する政府広報（テレビCM、新聞広告、インターネット広告等）を実施
	8月10日	●北朝鮮がグアムへのミサイル発射計画を発表 ○万全の対応を要請する通知を発出するとともに都道府県担当課長会議を開催（情報伝達体制整備、落下物への対応等） ミサイルの上空通過が見込まれる中国・四国地方を対象にJアラートの情報伝達訓練を実施

平成 29 年	8月29日	●北朝鮮が弾道ミサイルを発射 ○Jアラートを通じて12道県に対しミサイル発射情報等を伝達 万全の対応を要請する通知を发出（Jアラート点検、避難行動周知）
	9月14日	○Jアラート不具合解消対策等について、都道府県担当課長会議を開催するとともに通知を发出し、対応を要請
	9月15日	●北朝鮮が弾道ミサイルを発射 ○Jアラートを通じて12道県に対しミサイル発射情報等を伝達 万全の対応を要請する通知を发出（Jアラート点検、避難行動周知）
	11月14日	○平成29年度第1回Jアラート全国一斉情報伝達訓練を実施
	11月22日	○長崎県雲仙市で弾道ミサイル想定を図上・実動訓練を実施（全国初）
	12月19日	○「国民の保護に関する基本指針」が変更され、弾道ミサイル落下時の行動の周知、地下施設等の指定促進、実践的な訓練の実施について明記されたことを受け、地方公共団体の国民保護計画に反映させるよう要請する通知を发出
平成 30 年	3月14日	○平成29年度第2回Jアラート全国一斉情報伝達訓練を実施
	4月20日	●北朝鮮が大陸間弾道ミサイル試験発射・核実験の中止を表明

(注) ○：消防庁の対応
●：北朝鮮の動向

（2）Jアラートによる情報伝達

弾道ミサイル発射情報等の対処に時間的余裕のない事態における住民への情報伝達については、携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等を介し瞬時に情報伝達ができるJアラートが重要な役割を果たすことになる。実際に平成29年8月及び9月のミサイル通過事案では、北海道等12道県に対し、Jアラートを通じてミサイル発射情報等を伝達することとなった。

なお、Jアラート使用に当たっては、Jアラート機器に接続する市町村防災行政無線等が自動起動しない等の不具合の発生を抑制することが課題であり、地方公共団体に対して、全国一斉情報伝達試験への参加を含め、関連機器に係る定期的・継続的な点検やテストの実施を強く要請している。

（3）弾道ミサイル発射事案に係る国民の理解の促進

Jアラートによる情報伝達の方法とともに、弾道

ミサイル落下時の行動について国民へ周知することも重要な課題である。国では、「屋外にいる場合は近くの建物の中か地下に避難、建物がない場合は物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る、屋内にいる場合は窓から離れるか窓のない部屋に移動する」ことを内容とする政府広報（テレビCM・新聞広告・インターネット広告等）を行ったほか、国の関係省庁及び地方公共団体のホームページ等においては継続的に広報が実施されている（第3-2-1図）。

また、弾道ミサイルが落下する可能性がある場合における対処について、より一層国民の理解を促進するためには、実際に住民が参加する住民避難訓練が有効であり、平成29年3月に秋田県男鹿市において最初の訓練が実施されて以降、全国各地で実施された。

この弾道ミサイルを想定した住民避難訓練は、あらかじめ避難先を明示せず、住民自らの判断で避難行動をとるなど、より実践的な内容となっている。



弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

- ①速やかな避難行動
- ②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。



国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために

事前に確認しておきましょう。
http://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiyou/hogo_manual.html

ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧になれます



首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/



Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
@Kantei_Saigai



Jアラート (例) 直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難してください。

メッセージが流れたら

落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外に
いる場合

近くの建物の中か
地下に避難。

(注) できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになければ、それ以外の建物でも構いません。

建物がない場合

物陰に身を隠すか、
地面に伏せて頭部を守る。

屋内に
いる場合

窓から離れるか、
窓のない部屋に移動する。



- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

<弾道ミサイル落下時に取っていただきたい行動の例（避難訓練の場面から）>



体育館に避難する児童



用水路の橋の下に避難する住民



体育館に避難した児童



屋内で窓から離れて避難する住民